

国際連携機構　自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) センター・委員会の理念・目的

大学のグローバル競争が激化するなかで、国際的に存在感のある大学にしていくためには、本学の国際学術交流を活発化させ、国際社会で活躍できる人材を輩出するように環境を整備することが必要である。

国際連携機構は、海外の大学と活発に交流できるよう、戦略的機能を充実させなければならぬ。学内諸制度との連携を一層高めるとともに、学外との連携も強め、また人材の高度化や事務の効率化を図るなど、一段と整備していくことが重要である。

(2) 養成すべき人材像

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 教育研究の目的

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

① 理念・目的の明確化

本学の建学精神に基づき全学的な国際的学術・文化交流の促進・発展に寄与することを目的とした国際交流センターを発展的に解消させ、2009年10月より国際連携機構が発足した。国際連携機構は、本学の国際化を更に推進することで高度化を図り、教育研究を通じ広く国際貢献を果たすことを目的としている。機構は、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターの3つの組織からなり、国際連携本部が企画立案、両センターは執行機関と位置付けられる。設置の目的はそれぞれ、国際連携機構規程、国際連携本部要項、国際教育センター要項、日本語教育センター要項に明確に定められている。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

国際連携本部は、本学の国際化に関する戦略を企画・立案し、海外の機関との連携を推進する役割を担い、国際教育センター及び日本語教育センターと協力・協調しながら、本学国際化を推進している。文部科学省が行っている国際化拠点整備事業（グローバル30）のひとつに採択されてからは、留学生数の増大、英語コースの設置、留学生受け入れの仕組み整備などからなる「グローバルモンプロジェクト」を推進している。国際教育センターは、留学生の受入及び学生の海外への派遣により国際的な教育交流を推進する。日本語教育センターは、多様なレベルの日本語能力を有する外国人留学生の日本語教育の実施及び研究を行い、本学の国際的な教育交流の発展に寄与

することを設置の目的としている。

③個性化への対応

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

①構成員に対する周知方法と有効性

大学ホームページへの情報掲載及び大学広報誌紙等印刷物が広く配布されることにより周知が図られている。また、国際化拠点整備事業（グローバル30）への採択により、国際連携機構の発足が事業の一環として認識されその目的が構成員に広く浸透している。

②社会への公表方法

大学のホームページや明治大学ガイドブック等の媒体により、広く設置目的等を周知している。刊行物のうち、『総合案内明治大学』は、日本語の他に英語、韓国語、中国語でも刊行されている。大学ホームページは、同じく4カ国語で作成している。

(3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

国際連携機構では、副機構長でもある国際連携本部長が、国際教育センター長及び日本語教育センター長と連携し、国際連携機構の目的を、組織一体となって推進する体制となっている。これらにより相互に検証が図れる組織体制がとられている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

国際連携機構の理念は、グローバル・コモンを目指す本学の方針とも合致している。理念に基づき、各学部・大学院等の諸機関と連携して、①海外大学及び諸研究機関との学術交流、②学生交流（留学生の受入れ及び派遣等）、③海外地域研究、④留学生への日本語教育等を推進することにより、本学の国際化を牽引している。協定校数は近年ハイペースで増大し、2009年度は年間 校増大し年度末には 校であった。

出版物、および英語でのWEB拡充により、日本のみならず、世界各国に向けて理念等を発信できている。

本学が構想し取り組む国際化拠点整備事業をグローバルコモンプログラムと称し、留学生受入拡大を図るために様々な取り組みを共通の認識のもとに全学を挙げて実施している。

(2) 改善すべき点

留学生受入拡大に繋げるためには、本学に対する認識を高め、理念目的を海外に向けさらに広く発信する必要がある。しかしながら、情報発信の媒体・手段となる総合案内は、4年に1度の刊行となっており、掲載内容が現状と必ずしも一致しない場合がある。大学ホームページについては、日本語のページの更新は随時行なわれるものの、外国語のページについての適時の更新が行われていないため情報が適切に発信できているとは言えない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

大学ホームページについて、日本語版及び英語版の内容の充実を図る。国際連携機構のページを利用者の視点から再構成し、海外の留学生が求める情報・内容を適切かつ迅速に掲載するようする。とりわけ、入試制度など admission のページの拡充が求められる。

国際化拠点整備事業（グローバル30）の採択を受けた大学として、留学生受入拡大の取り組み及び留学生支援体制の充実等を国内外に向け様々な媒体を通じ積極的にアピールする。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

5 根拠資料

資料1 国際連携機構規程

資料2 国際連携本部要項

資料3 国際教育センター要項

資料4 日本語教育センター要項

II. 教育研究組織

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

国際交流センター組織の改編

(2) 教育研究組織の編成方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

①教育研究組織の編成原理

国際連携機構は、国際連携機構規程に基づき運営されている。国際連携本部は、国際連携本部要綱、国際教育センターは、国際教育センター要綱、日本語教育センターは、日本語教育センター要綱に基づいてそれぞれ運営されている。

②理念・目的との適合性

国際連携機構においては、機構長である学長及び常勤理事並びに国際教育センター長及び日本語教育センター長の他、研究知財機構、学長室専門員及び学識経験者（現在、学部長）から委員が参画し全般的な国際化推進にかかる審議を行う機関として組織されている。機構の下には国際化に係る役割・機能別に3つの組織が置かれ、国際連携本部は教務部、研究知財機構及び学長室専門員から指名される委員により構成されている。国際教育センターにおいては外国語科目担当教員、

日本語教育センターにおいては日本語科目担当教員が委員の一部を構成している。また、国際連携本部の副本部長が国際教育センター及び日本語教育センターの委員となっていること、また、3つの組織ともに本部長またはセンター長の指名・推薦により広く委員を求め組織を編制していくことは、各組織の目的遂行の上で有効である。国際連携本部は本部長及び副本部長、国際教育センター及び日本語教育センターは、各センター長と副センター長により、それぞれ執行部会議を開催し基本方針を定め主導的に活動に当たっており、各組織の定期的委員会開催と併せ、常に理念に合致し、目的達成に向け適切な運営が図られている。一方、各学部・研究科との関係においては、各教務主任を委員とする国際連携連絡協議会を設置し、国際連携機構による国際化推進と学部・大学院が進める国際化との連携・調整を行い、全学的な進展が可能となる体制がとられている。

③ 学術の進展や社会の要請と適合性

国際交流センターのもとで実施してきた地域研究(カナダ研究・英国研究・フランス研究)は国際連携本部において継承され、常に国際的な学術及び社会的要請に応じた研究企画の推進を図っている。

国際化拠点整備事業の実施・推進にあたっては、国際連携機構内に国際化拠点整備事業運営管理部会を設置し、統括管理を行っている。各実施項目ごとに英語コース管理運営部会、国際教育プログラム管理部会、海外拠点整備部会、留学促進共同プラットフォーム運営部会を編成し、推進管理を行っている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

2009年10月より、従前の国際交流センターを発展的に解消し、国際連携機構を創設した。国際連携機構を組織する機関として、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターを設置し、密接な連携を持たせ総括的に政策を進めることとした。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

学長をトップとして、目標・理念を明確にし、大学全体で国際化政策を一元的に進めている。また、学部・研究科及び研究・知財戦略機構等と連携を強め、情報を共有し、体系的、組織的に教育・研究の国際化を進め、国際連携の強化が図られている。

国際教育センター及び日本語教育センターを中心として留学生支援の機能が強化された。

(2) 改善すべき点

国際連携機構による全学的な国際化の推進のみではなく、各学部に設置されている学部国際交流委員会、研究については研究・知財戦略機構との連携を図るなど、学内諸機関・諸制度との連携を一層高め、戦略的機能を充実させること。また、英語コースを設置する学部を国際化重点学部として教職員の配置等に便宜を図る必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

国際連携機構、国際連携本部、国際教育センター、日本語教育センター設置1年後を目途に、機能と担当業務の整合、組織構成の適切性等の観点から、機構組織の検証を行い、必要があれば、その見直

しを行う予定である。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

外部評価委員会からの意見をもとに、継続的に組織の適切性を検証し・改善して行く予定である。

5 根拠資料

資料1 国際連携機構規程

資料2 国際連携本部要項

資料3 国際教育センター要項

資料4 日本語教育センター要項

III 教員・教員組織

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) センター、委員会等の求める教員像

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 教員組織の編成方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか

①教員に求める能力・資質等の明確化

国際連携機構の創設を受け、全学的な国際化推進のため、国際連携機構に所属し、一定の期間専任として国際連携の推進に従事する特任教員を採用できるよう特任教員任用基準を改正した。また同時に、国際連携機構に所属する客員教員任用基準を整備し、多様な教員任用を可能にした。教員任用にあたっては、任用計画を定め、教学機関及び理事会の決定を経ることとなるが、その任用計画において、国際連携機構の目的達成に向け、任用する教員を、留学生政策分野、日本語コーディネーション分野及び異文化間カウンセリング分野の3分野について任用を行うとして明確に定めた。

②教員構成の明確化

特任教員任用基準及び客員教員任用基準を整備するとともに、任用計画において任用資格を定め、任用規程に従い、適格性を審査し任用を行った。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

国際連携機構に所属する特任教員の雇用にあたっては、任用分野及び教員の専門領域に応じ、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターに対するそれぞれの役割分担を予め定め、各組織の推進・運営に適切に関与するようにしている。また、任用規程に従い、教員個別の雇用契約において、教育及び研究に関わる責任を明確に定め任用を行うこととしている。

(2) センター、委員会等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①編成方針に沿った教員組織の整備

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

該当なし

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

国際連携に所属する特任教員の採用にあたっては特任教員任用基準を改正・整備し、明確化を図った。任用手続きについては、国際連携機構においてあらかじめ任用のための内規を定め、通常、学部等で行う形式に倣い審査委員会を組織し、任用のための審査を行った。

②規定等に従った適切な教員人事

教員任用にあたっては、任用基準及び任用に関する内規に則り手続きを進め、国際連携機構会議に始まり、学部長会及び理事会に至る大学内の任用審議過程を経て進めた。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

①教員の教育研究活動等の評価の実施

国際連携機構においては 2010 年度から任用を行うため評価は実施していない。

②FD の実施状況と有効性

同上

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

国際連携機構においては 2010 年度から任用を行うため、2009 年度においては、評価を実施していない。

(2) 改善すべき点

2010 年度任用・評価を踏まえて、次年度以降に検討する。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

2010 年度より任用が可能となる特任教員及び客員教員の教育・研究活動について、学内における授業科目担当に係る制度を整備し教育課程の国際化に資するとともに、研究活動に関する指針を定める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

国際化拠点整備事業の計画と大学としての国際化政策の明確な方針のもとに教員任用について適正規模と重点課題分野を定めること。外国人教員の任用を含め、政策課題に適した人材が得られるよう、国際的な公募による任用方法を行えるようにする。

5 根拠資料

資料1 国際連携機構における教員の任用に関する内規

VI 学生支援

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

・留学生受入れ体制・組織の整備

- (ア) 専任教員による留学生の生活面サポート体制の整備
 - (イ) 和泉・生田地区での留学生支援体制の強化 一専任職員の常駐
 - (ウ) 学生相談体制の強化 一多言語対応のカウンセリング体制の充実
 - (エ) キャンパスメイトの活性化、和泉国際ラウンジの活用
 - (オ) 交流イベントの拡充（留学生スピーチコンテスト、見学旅行等）
- ・留学生に対する経済的支援・生活支援
 - (ア) 私費留学生に対する授業料補助制度の維持
 - (イ) 私費留学生奨金制度の拡充
- ・外国政府等派遣留学生の受入れ
 - (ア) 外務省留学生支援無償事業による開発途上国留学生受入れ事業の受入れ体制確立
 - (イ) 文部科学省が推進する留学生受入れ制度（授業料政府負担から授業料免除へ）の検討
 - (ウ) 日本語集中プログラムの充実（学部間共通外国語科目化）
 - (エ) 人的支援体制の充実（TA およびチューター制の一層の充実、学内外ボランティアによる支援等）
- ・留学生の就職支援
 - (ア) 留学生インターンシップ制の支援（アジア人財構想参加の継続）
 - (イ) 国内・国外での就職活動支援

(2) 学生支援に関する方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針

を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

全学的な体制として、3キャンパスに「学習支援室」を設置し、一般学生、社会人入学、スポーツ特別入試入学生のほか、外国人留学生に対しても、個人別で丁寧な学習指導にあたることとしている。学習支援室には、TA及び助手が配置され、学習指導の他、レポート作成、留学相談、大学院進学等に対応している。2005年に発足した、学習支援推進委員会が、留学生を対象とした英語補習授業（駿河台・和泉キャンパス）、を実施している。

外国人留学生に対しては、国際教育センターが中心となって、学習支援も含めた大学生活の全般的な支援に取り組んでいる。留学生の履修指導は、入学直後に留学生のみを対象としたオリエンテーションにより実施し、交換留学による受け入れ学生については所属事務室での指導に加え、国際教育センターが受け入れ担当教員とともに履修指導を行い、本学での学修を円滑に行うよう配慮することとしている。留学生の就職について、就職キャリアセンターとの連携により、留学生向け就職セミナー、マナー講座などの就職支援策を実施している。

この他、留学生間の交流を図ることを目的とし、種々の留学生交流行事（見学バス旅行、日本文化見学会、日本語スピーチコンテスト、年末懇親会等）を実施している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

①留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

各学部・大学院から定期的に情報を得て、留学生の学籍異動情報を把握している。

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

一般的に私費留学生よりも日本語能力が劣る協定校からの交換留学生や国費留学生等の修学効果向上を図るために、「日本語集中プログラム」（中級後期及び中級前期レベル）を設置している。2003年度からは、さらに日本語能力が低いJICA派遣留学生を対象とする「日本語入門プログラム」を設けている。

一方、日本人学生の海外留学に対する経済的支援として、協定により学費の相互免除を行うほか、海外に留学する学生に対しては海外留学経費助成制度を設け、協定校留学生には30万円、認定校留学生には50万円を上限に助成金を支給している。

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

④奨学金等の経済的支援措置の適切性

留学生を対象とする奨学金としては、明治大学の協定校留学生奨学金、私費留学生奨学金、及び文部科学省学習奨励費等政府並びに民間団体の奨学金制度がある。また、私費留学生を対象として、文部科学省からの助成と本学の負担により、授業料30%の減額措置を実施している。

私費留学生の住居については、日本学生支援機構等の諸団体が提供する留学生寮や、私費留学生用契約企業社員寮などを斡旋している。また、2005年度からは、留学生住宅総合補償制度を導入し、留学生が住居の賃貸契約を締結する際の機関補償を実施している。また、株式会社共立メンテナンスと提携し、2009年度の入学生に対して協定寮として宿舎を提供している。協定校からの交換留学生用の宿舎としては、民間のマンションや社宅（独身寮）を大学が契約して、宿舎として留学生に貸与してきたが、これらに加え、2009年3月に交換留学生及び招聘外国人研究者用の宿舎として和泉インターナショナルハウスが竣工し交換留学生用居室として61室が確保され、

2009年4月から利用を開始した。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか

① 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

交換留学生、国費留学生、外国政府派遣留学生、JICA派遣大学院留学生等には必要に応じ、チューター（大学院生）をつけて、日常生活や研究・学習をサポートしている。また、海外生活経験のある学生から構成される生活サポートボランティアを採用し、交換留学生を支援している。

留学生全般に対しては、駿河台、和泉、生田の各キャンパスにTA各1名を配置して、学修上の相談のみならず、生活に関する相談にも応じている。さらに、留学生・日本人学生ボランティアで構成されるキャンパスメイトが組織され、130名以上がメンバーとして登録し、これらメンバーが、留学生とともに各種行事の一部の運営を担うことで、学内における国際交流の活発化と修学・生活における全般的なサポートがされている。

また、各キャンパスに国際交流ラウンジを設置し、交流（情報交換、相談等）の場として機能させてきた。2008年度には、和泉キャンパスの同ラウンジを移転・拡充した。

②ハラスメント防止のための措置

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

①進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

就職キャリア支援部においては、留学生を対象に特化したエントリーシート講座、ビジネスマナー講座、筆記試験・面接対策講座、就労ビザセミナー等を開催している。また、留学生に限らず、学生一人ひとりへの細やかなアドバイスを行う個人面談に力を入れ、支援体制の充実を図っている。

②キャリア支援に関する組織体制の整備

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

交換留学生や国費留学生、JICA派遣の留学生に対し、効果的な日本語教育ができている。交換留学生等は、限られた留学期間（半期～1年）で一定の学習成果を挙げなければならないため、無理なくかつ効果的な学習が求められる。一人ひとりの交換留学生等に対する指導教員（ゼミ担当教員）をえたきめ細かい履修指導は、大きな効果をあげることができている。

奨学金については「外国人留学生のためのガイドブック」、国際交流センターのホームページ、掲示などによって常に最新の情報を提供することができている。

学修上・生活上の支援を行うアドバイザーやキャンパスメイトの制度は、日本人学生にとっても貴重な体験を提供するものとなっている。

(2) 改善すべき点

一部の留学生を除き（交換留学生やJICA派遣留学生等）、日本語能力試験1級レベルの日本語力が要求されるため、受け入れ留学生の出身国に偏りが見られる。また、学部の留学生入試に

においては、日本留学試験の受験が必須要件となっているため、同試験が実施されていない諸外国からの受け入れができないことも、出身国が偏る一因となっている。

なお、留学生数の拡大に伴って、その質の維持の問題が生じており、個別指導の負担が増してきている。

交換留学生や国費留学生を対象とする「日本語集中プログラム」は、それぞれの日本語能力に合わせたレベル別のクラス数が充分とはいえない。

交換留学生、国費、外国政府派遣留学生等に対応するチューターに関しては、英語や留学生の母国語が堪能かつ当該留学生と研究領域が近い、という条件を設定すると人材の確保が困難な状況にある。

奨学金については、財政的な問題や受給資格などの制約から、希望するすべての留学生が受給できるものとはなっていない。

生活支援の面では、現状では、異文化間コミュニケーションに関する専門教育を受けた留学生アドバイザーが配置されていない。また、心理面での相談に応じる学生相談員も、留学生対応についての専門性を有した者が常勤していない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

ホームページをさらに充実させ、最新の情報を発信することで、入学希望者のさらなる獲得を目指す。

協定校からの要望である多様な留学生の受け入れを可能にするために、協定校学生向け短期日本語研修、英語による短期研修（日本学、日本文化・事情等に関するもの）の実施を計画する。また、日本語教育機関の組織的強化、英語による講義の設定も検討する。また、協定校以外の大学との単位互換を検討するため、協定校以外の大学からの受け入れ（1年以内）も行い単位付与するなど、短期留学生受け入れ制度を検討する。

交換留学生や「日本語集中プログラム」は、一層多様なクラス編成を検討するとともに、少人数制クラスを維持することに努め、単位付与科目として、「学部間共通外国語」科目へ移行させることを検討している。

留学生の増加に伴う、奨学金制度と宿舎の拡充については、学生部と協力して一層の充実を図る。具体的には、私費留学生に対する授業料補助制度の維持、私費留学生奨学金制度の拡充である。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

留学生の受入については、「日本留学試験」の活用の成果及びその見直しについて今後検討する。また、海外に現地拠点を設けて現地での入試を導入するなど、留学生入試制度の多様化と整理を推進する。また、留学生数のさらなる拡大と、その質の維持という課題に取り組むためのひとつの方策として、大学院への受け入れ強化を図る。合わせて、日本語教育の充実及び英語授業体制の確立や9月入学などの検討も必要となる。履修指導については、そのノウハウを蓄積することで、指導の負担を軽減させるとともに、一層の充実を図る。

生活面での支援充実として、アドバイザーの研修との要員拡充及びキャンパスメイトの活動のさらなる活性化を図る。その他に、①専任教員による留学生の生活面サポート体制の整備、②和

泉・生田地区での留学生支援体制の強化、③学生相談体制の強化—留学生の相談に対応する臨床心理学の専門性を有した相談員の常駐または契約などを図る。

その他、英語による「日本学」、「日本文化・事情」などの集中講座の実施など新たなプログラムを提供し、一層の留学生支援を図る。また、交換留学生を含め、留学生のインターンシップ制導入を検討する。

5 根拠資料

- 資料1 私費外国人留学生奨学金要項
- 資料2 私費外国人留学生の授業料の補助に関する規程
- 資料3 学生の外国留学経費助成基準
- 資料4 留学生奨学金ホームページ
<http://www.meiji.ac.jp/cip/support/scholarship.html>

VII 教育研究等環境

自己点検・評価（2009年度の実績）

[VII-1 校地・校舎および施設・設備]

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

- ・留学生用宿舎の整備

- (ア) 留学生用宿舎の新規建設推進

和泉インターナショナルハウス（交換留学生・招聘研究者用）のほかに私費留学生用の宿舎を建設。（日本人学生との混在型とする。JASSO 留学生宿舎建設奨励金制度の活用の可能性も検討。）

(イ) 協定校留学生用宿舎の確保 — 現在、賃貸宿舎30室程度の借上げ。上記(ア)の実現までは暫定的に継続の必要性あり。また、受入れ交換留学生増に伴い、室数増が必要。

(ウ) 私費留学生用宿舎の確保 — 民間宿舎を建物ごと借上げ、明大生用宿舎とする等

研究者用宿舎の整備：駿河台地区での施設確保等

- ・国際交流ラウンジの充実

- (ア) 和泉校舎及び生田校舎におけるラウンジのハード・ソフト両面における充実

- ・センター施設関連事項

- (ア) 研究者用研究室の配備（3地区）

- (イ) 多目的国際会館の建設推進

(2) 教育研究環境整備に関する方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

①学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

②校地・校舎・施設・設備に関わる大学の計画

駿河台C地区に建設予定の新教育研究棟に大学院及び研究知財関連施設とともに国際連携機構関連の施設を設けることとして、2013年度からの利用に向け検討が進められている。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

①校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

国際交流関連施設は、全体的に非常に狭隘であり、留学生に提供する環境として十分とは言えない状況にある。近年の受入留学生数の増加に伴い、質・量ともに充実が求められている。

留学生関連施設として、留学生ラウンジの拡充は以前より指摘されてきたものであるが、特に駿河台校舎においては研究棟及び14号館に設けられてはいるもののスペースが限られていることから、早期に改善が必要である。和泉校舎においても移設により拡大されたものの、和泉地区における留学生数の増加を考慮すれば更なる拡充が必要となっている。

留学生向け宿舎について、2009年度より和泉インターナショナルハウスの利用が開始され、交換留学生用宿舎として61室が提供されることとなった。

研究者向け宿舎について、生田ゲストハウス及び田邊記念館に加え、和泉インターナショナルハウス7室の利用が可能となった。

国際連携機構が創設され、機構の下に3機関が整備されたが、これら組織に関する教員役職者増に伴う執務スペース及び会議室も十分ではなく、事務組織関連のスペースも、人員及び業務の拡大に対応しているとは言えない状況にある。

②校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

現在、本学が有する留学生宿舎及び研究者用宿舎について、業務委託により適切に維持管理されている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

和泉インターナショナルハウスが利用に供されたことで交換留学生用宿舎及び研究者用宿舎について改善が図られた。

(2) 改善すべき点

私費外国人留学生の寮については十分な対応がなされていない。専用宿舎の整備または、借り上げ宿舎の提供等、何らかの形で整備することが必要である。

海外から招聘した研究者の研究スペースについては、現在全く設けられていないことから、3キャンパスそれぞれにおいて一定の施設の確保が求められる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

留学生寮について民間専門業者との提携による学生寮の利用に加え、借り上げによる寮の提供を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

留学生サポートとして、カウンセリング・相談体制を整備充実させるために3キャンパスに留学生相談室を設置する。

留学生向け宿舎について、今後、留学生受入拡大を図る上では、正規留学生、長期・短期留学生といった種々の留学形態を考慮した整備が求められる。

キャンパス内において、日常的に留学生と日本人学生の文化的交流や相互支援が図れる空間も整備していくかなければならない。

5 根拠資料

資料1 和泉インターナショナルハウス管理・運営規程

資料2 和泉インターナショナルハウス利用基準

資料3 共立メンテナンスとの推薦学生寮管理運営及び使用保証に関する業務提携書

IX 管理運営・財務

自己点検・評価（2009年度の実績）

[IX-1 管理運営]

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

・明治大学国際連携機構の整備 一本学の国際戦略活動の強化

(ア) 国際連携機構の設置

(イ) 国際連携本部の設置

(ウ) 国際教育センターの設置

(エ) 日本語教育センターの設置

・国際連携部の事務室機能の強化

(ア) 和泉、生田地区への常駐担当者の配置

国際日本学部等の設置に伴い、当面、和泉地区の機能強化を優先する。

(イ) 国際教育事務室と国際連携事務室の協働をうまく図る。

(ウ) 事務職員の増員

留学生の増加、協定校の増加などにより、大幅に増えている事務量を処理するには、事務職員の増員が絶対に必要である。

(2) 管理運営方針

現在新しい評価項目にあわせて記述を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

①中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

全学的に、学長の下で作成される教育・研究に関する長期・中期計画書および単年度計画書の策定の中で、国際連携機構としての使命と達成目標の明示とともに、具体的な推進すべき計画として示される。ただし、2009年度においては、中長期計画の策定が前年秋であったことから、国際交流センターとしての方針となっている。

国際的な教育交流及び学術・研究交流の推進とともに、主たる政策課題となる国際化拠点整備事業の推進については、実施する項目全てについての事業年度5カ年間のロードマップを定め課題の実現にあたっている。

中長期計画は冊子の形式により配布されており大学構成員全員に周知が図られている。

②意思決定プロセスの明確化

国際連携機構が推進する国際連携、国際貢献及び目的達成のために必要な事項については、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターのいずれの機関において所管し、その任務を分担するか、あらかじめ国際連携機構会議において決めている。この任務分担に従い、意思決定に係る審議機関とそのプロセスが決まる。

③センター・委員会等の権限と責任の明確化

国際連携機構関係の各組織の権限・責任はそれぞれの規程または要綱の中で次のように決められている。

- ・国際連携機構には、国際連携機構会議が置かれ、規程に定める目的達成のための事業に関する事項を審議・決定する。
- ・国際連携本部には、国際連携本部会議が置かれ、要綱に定める事業に定める事項を審議・決定する。
- ・国際教育センターには、国際教育センター委員会がおかれ、要綱に定める事項を審議・決定する。
- ・日本語教育センターには、日本語教育センター委員会がおかれ、要綱に定める事項を審議・決定する。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

①関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

国際連携機構の各機関に関する規定は整備されており、各機関ともに規程に則り適切な運用がなされている。

②機構長等の権限と責任の明確化

国際連携機構関係の各組織の代表者の権限・責任はそれぞれの規程または要綱の中で次のように決められている。

- ・国際連携機構は、国際連携機構長（＝学長）が機構の業務を総括し、機構を代表するとともに機構会議の議長となって会務を総理する。
- ・国際連携本部は、国際連携本部長が、機構長の命を受けて本部の業務を総括し、代表となるとともに本部会議の議長となり会務を総理する。
- ・国際教育センターは、国際教育センター長が、機構長の命を受けてセンターの業務を総括し、代表となるとともに委員会の議長となり、会務を総理する。

・日本語教育センターは、日本語教育センター長が、機構長の命を受けてセンターの業務を総括し、代表となるとともに委員会の議長となり、会務を総理する。

③機構長等の選考方法の適切性

国際連携機構長は学長をもって充てることとなっており、国際連携本部長は、国際連携副機構長をもって充てる。国際教育センター長は、専任教員のうちから国際連携機構長の推薦により、理事会において任命され、日本語教育センター長は、同様にして、専任教員のうちから国際連携機構長の推薦により、理事会において任命される。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

①事務組織の構成と人員配置の適切性

2009年10月の国際連携機構の発足に先立ち、2009年4月に国際連携機構に対応する形で事務組織を整備し、人員配置を行った。従前は、教学組織である国際交流センターに対応した国際交流事務室の1事務室体制であったものを、国際連携機構に対応する形で国際連携部を新たに創設し、部の下に国際連携事務室と国際教育事務室の2事務室を設置する体制とした。

国際連携機構及び国際連携本部の事務は国際連携事務室において、国際教育センター及び日本語教育センターの事務は、国際教育事務室において所管することとしている。

人員配置については、国際交流事務室が専任教員11名であったところ、2009年4月の組織改編時には同規模の11名の配置とし、2009年度後期からの国際連携機構発足に合わせ、3名の増員を図った。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

国際連携機構発足及び国際化拠点整備事業の採択により国際化に係る業務は従来に比して質量ともに拡大し、業務内容も多様化している。事務機能は従来の組織を継承し、業務の拡大には人員増による対応を図っている。2009年度中は、専任教員の3名増加及び嘱託・派遣職員2名の計5名増を行った。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

①人事考課に基づく適正な業務評価と待遇改善

人事における評価（考課）と待遇改善については、全学的な対応として法人部局である人事課が所管し、運用を行っている。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

「職員研修に関する規程」に定める職員研修基本計画に基づいて職員の育成・能力開発が実施されている。全学的な研修制度により、階層別に能力の向上を図ることができる。また、二種研修や個人研修により、学外団体や海外の教育・研修機関においても研修を実施することができる。

国際連携部事務室職員としては、国際教育協力協議会（J A F S A）の研修に参加するなど、専門的な知識の習得に努めている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

管理・運営について、国際化政策・基本戦略を決定する国際連携機構のもとに、国際連携推進の企画及び学術交流を担う国際連携本部、学生交流及び留学生支援を担う国際教育センター、留学生

の日本語教育及び研究を行う日本語教育センターの3機関がそれぞれ役割を明確にして置かれ、相互に連携を取りながら統一的な政策推進が図られている。また、個々の組織において、執行部を組織し、執行部の方針決定の後に委員会に諮り、審議・決定を受けることとしており、意思決定が円滑に進むよう配慮されている。この一連の過程に、事務組織が関わっており、大学内の決定過程を適切に進め、諸課題の遂行を支援している。

(2) 改善すべき点

国際連携機構の各機関は、根拠となる規程・要綱に基づきその機能・役割を明確にして任務を遂行しているが、課題のなかには、単独の機関だけでは遂行しえない事項、各機関に関わる事項等が少なくなく、推進にあたっては、機関間の情報共有と連携を如何に効率的かつ適切に行っていくのかが課題となる。また、このことは大学全体としての政策推進についても言えることであり、国際連携機構において検討し推進する事項について、各学部・研究科との情報の共有と協働関係を如何に進めるかが課題となる。

国際連携の事業の拡大・多様化・深化に伴い、事務組織の充実が求められ、経験及び専門性を備えた人材が一層必要となっている。

また、和泉・生田両キャンパスにおける事務体制の充実と学生・教員へのサービス向上についても、配慮が必要となっている。

一方、各学部・大学院等の教学組織において、独自の国際交流活動が推進されていることから、各教学機関の事務室にも国際交流業務を担う人材を配置し、緊密な連携を図らなければならぬ。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

業務の拡大・多様化に対応し得る、一層の専門知識・経験を有する人材確保、人員増を図る。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

5 根拠資料

資料1 事務組織規程

資料2 事務分掌内規

資料3 国際化拠点整備事業ロードマップ

X 内部質保証

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

(2) 内部質保証の方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

国際連携本部、国際教育センター、日本語教育センターの各組織において、執行部が中心となって、全学的に行われる自己点検・評価に対応することで点検・評価を実施している。その結果は、自己点検・評価報告書として公表されている。

また、国際連携機構の事業、特にグローバル30関連事業の実施状況及び目標の達成状況を専門的・客観的立場から評価を行うため、大学外部の有識者を招き、外部評価委員会を設置している。

①自己点検・評価の実施と結果の公表

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

①内部質保証の方針と手続きの明確化

質保証のためのシステムは整備されておらず、内発的な問題の提起もしくは大学内外からの指摘等を受けた場合に対処する形が基本となる。その都度対応を検討していく。

②内部質保証を掌る組織の整備

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

全学的な自己点検評価に則り組織レベルでの活動は行われている。

事務体制においては業務サイクルの中で、個人レベルの点検・評価が行われている。

②教育研究活動のデータ・ベース化の推進

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

③学外者の意見の反映

国際化拠点整備事業（グローバル30）の選定を受け、事業年度である2013年度末までの間、グローバル30の計画推進の補強・改善対応を図り、事業の実施状況及び目標の達成状況を専門的・客観的立場から評価を行うため、大学外部の有識者を招き、外部評価委員会を設置した。

④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応

大学院研究科の国際交流をさらに推進することについての指摘を受けた。

これを受け、国際連携機構の対応として、海外大学との交流協定締結を進め、2009年度において、大学間交流協定18件、学部間交流協定5件を締結した。これにより、同年度末には大学間協定校104校、学部間協定校9校となり、学術国流及び学生交流の拡充のための環境がさらに整備された。

また、文部科学省国際化拠点整備事業（グローバル30）に申請し、採択された。これにより、2009年度後期から、整備事業構想調書に基づく各種事業に着手することができ、本学の国際交流を推進することができた。

3 評 値

(1) 効果が上がっている点

自己点検・評価報告により当該年度の事業推進状況を検証するとともに、次年度以降の事業計画の策定に活用できている。

(2) 改善すべき点

2009年度10月の国際連携機構の設置に伴って、旧組織（国際交流センター）における点検評価を、発展・改善する必要がある。

また、国際連携機構内の自己点検・評価体制をさらに充実させる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

外部評価委員会を定期的に開催することにより、国際化拠点整備事業はもとより、国際連携機構の事業の実施状況、目的達成状況について専門的・客観的立場から評価を受ける。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

外部評価委員の強化を図り、大学国際化評価指標を参考として評価基準・目標値を策定し、大学評価を実施する。

5 根拠資料

資料1 自己点検・評価報告書

資料2 国際化拠点整備事業構想調書